

公益財団法人山形県水産振興協会
役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人山形県水産振興協会（以下「この法人」という。）定款第13条及び第27条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定 義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第10条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費含む）、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 この法人は、理事長、常勤役員、非常勤役員及び評議員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。ただし、地方公共団体又はこれに準ずる職と兼務すると理事会で定められた者には支給しない。

- 2 理事長及び常勤役員の報酬は年額とする。
- 3 非常勤役員の報酬は、その職責及び勤務実態に応じて定額を支払うことができる。
- 4 評議員には、定款13条に定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。

(報酬の額の決定)

第4条 理事長の報酬年額は「別記第1」に定める金額以内とし、理事会の承認

を得て、その額の範囲内で支払うものとする。

- 2 常勤役員の報酬年額は「別記第2」に定める金額以内とし、理事会の承認を得て、その額の範囲内で支払うものとする。
- 3 非常勤役員の報酬等は「別記第3」に定める額を支払うものとする。
- 4 各評議員の報酬等は、定款第13条に定める金額の範囲内において「別記第4」に定める額を支払うものとする。

(報酬の支給日)

第5条 常勤役員の報酬は、年間報酬額を定める場合であっても、本人の申出により月毎に支給することができる。

- 2 理事長については、前項の例による。ただし、その他の非常勤役員（理事長を除く）及び評議員の報酬は、職務に従事の都度、支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(通勤費)

第7条 理事長及び常勤役員には、その通勤の実態に応じ、通勤費を支給する。

(費用)

第8条 この法人は、役員及び評議員がその職務の遂行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

- 2 役員等が職務のために旅行するときは、「別記第5」に定める旅費を支給する。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の議決を経て行う。

(補則)

第 11 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号）第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

改正附則

1. この規程は、令和 7 年 6 月 25 日から施行し、令和 7 年 7 月 1 日から適用する。
2. この規程は、令和 8 年 7 月 29 日から施行し、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。

別記第 1 理事長の報酬年額は次のとおりとする。

270 万円までの範囲内

別記第 2 常勤役員の報酬年額は次のとおりとする。

580 万円までの範囲内

別記第 3 非常勤役員の報酬は次のとおりとする。

・理事及び監事

理事会等出席の都度 10,000 円

別記第 4 評議員の報酬は次のとおりとする。

評議員会出席の都度 10,000 円

別記第 5

1 交通費

鉄道賃、船賃、航空賃、車賃及びその他の交通費の額は、職員の例による。

2 宿泊費等

宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当の額は、職員の例による。